



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 110/2020年2月号

発行日：2020年2月28日

新型ウィルスが猛威を振るっています。展示会を開催するのか、中止にするのかなど各企業が意思決定を迫られています。自社の社員や顧客を守り、感染を拡大させないために、各企業は様々なケースを想定して迅速な行動を取れるよう準備しておく必要があると考えられます。

I. 最新情報（2020年1月1日～2020年1月31日）

1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年 1月15日	実務 指針	「業種別委員会実務指針第61号「仮想通貨交換業者の財務諸表監査に関する実務指針」の改正について」の公表について	<p>日本公認会計士協会（業種別委員会）は、2019年12月12日に開催された常務理事会の承認を受けて、「業種別委員会実務指針第61号「仮想通貨交換業者の財務諸表監査に関する実務指針」の改正について」を公表いたしましたので、お知らせします。</p> <p>今回の改正は、金融庁の「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」（以下「ガイドライン」という。）が2019年9月3日に改正され即日適用されたこと及びこれまでの実務を踏まえて、所要の見直しを行ったものです。</p> <p>なお、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（2019年6月7日公布）においては「暗号資産」、「暗号資産交換業」及び「暗号資産交換業者」という用語が用いられておりますが、本実務指針においては現行の資金決済法の規定に基づいて「仮想通貨」、「仮想通貨交換業」及び「仮想通貨交換業者」と記載しております。</p> <p>本実務指針の見直し及び検討に当たっては、2019年11月8</p>	本改正は、2019年9月3日のガイドライン適用日以後で改正資金決済法の施行日前に終了する事業年度に関する監査に適用します。

			日から 12 月 9 日までの間、草案を公開し、広く意見を求めました。公開草案に寄せられた主なコメントの概要とその対応も併せて公表いたしますので、ご参照ください。	
--	--	--	---	--

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

特になし

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

特になし

5. IT 関係（IT 委員会）

特になし

6. その他（会計制度委員会等）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020 年 1 月 31 日	公 開 草案	「監査・保証実務 委員会報告第 82 号「財務報告に係 る内部統制の監査 に関する実務上の 取扱い」の改正に ついて」（公開草 案）の公表につい て	日本公認会計士協会（監査・保証実務委員会）は、企業会計審 議会から 2019 年 12 月 6 日付けで公表された「財務報告に係 る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統 制の評価及び監査に関する実施基準の改訂に関する意見書」を受 け、監査・保証実務委員会報告第 82 号「財務報告に係る内部統 制の監査に関する実務上の取扱い」の見直しを行ってまいりまし た。このたび、一応の検討を終えたため、公開草案として公表し、 広く意見を求めることといたしました。 本公開草案の主な改正内容は、以下の通りです。 <ul style="list-style-type: none"> ・内部統制監査報告書の記載順序の変更（意見区分を冒頭に、 意見の根拠区分の新設等） ・監査役等の財務報告に関する内部統制に関する責任の記載 ・その他適合修正 	—
2020 年 1 月 31 日	公 開 草案	「監査・保証実務 委員会報告第 83 号「四半期レビュ	日本公認会計士協会（監査・保証実務委員会）は、企業会計審 議会から 2019 年 9 月 3 日付けで公表された「四半期レビュー 基準の改訂に関する意見書」を受け、監査・保証実務委員会報告	—

		一に関する実務指針」の改正について」(公開草案)の公表について	<p>第83号「四半期レビュー基準に関する実務指針」の見直しを行ってまいりました。このたび、一応の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p>本公開草案の主な改正内容は、以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四半期レビュー報告書の記載順序の変更(結論区分を冒頭に、結論の根拠区分の新設等) ・監査役等の財務報告に関する責任の記載 ・継続企業の前提に関する事項を独立の区分を設けて記載 ・結論の根拠の区分に限定付結論とした理由の記載を追加 ・その他適合修正 	
2020年 1月31日	公開 草案	「監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の改正について」(公開草案)の公表について	<p>日本公認会計士協会(監査・保証実務委員会)は、企業会計審議会から2019年9月3日付けで公表された「監査基準の改訂に関する意見書」及び「中間監査基準の改訂に関する意見書」を受け、監査・保証実務委員会実務指針第85号「監査報告書の文例」の見直しを行ってまいりました。このたび、一応の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p> <p>本公開草案の主な改正内容は、以下の通りです。</p> <p>監査基準の改訂を受け、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見の根拠の区分に限定付適正意見とした理由の記載を追加 <p>中間監査基準の改訂を受け、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間監査報告書の記載順序の変更(意見区分を冒頭に、意見の根拠区分の新設等) ・監査役等の財務報告に関する責任の記載 ・意見の根拠の区分に限定付意見とした理由の記載を追加 ・その他適合修正 	—
2020年 1月31日	公開 草案	「監査基準委員会報告800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」、監査基準委員会報告	<p>日本公認会計士協会(監査基準委員会)では、監査基準委員会では、2018年7月5日付けの監査基準の改訂及び2019年9月3日付けの中間監査基準の改訂を反映させるため、関連する監査基準委員会報告書の改正の検討を行ってまいりました。</p> <p>このたび、ある程度の検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。</p>	—

	<p>書 805「個別の財務表又は財務諸表項目等に対する監査」及び監査基準委員会報告書 580「経営者確認書」の改正について(公開草案)の公表について</p>	<p>主な改正点は以下のとおりです。</p> <p>【監査基準委員会報告書 800 及び同 805】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 監査報告書の記載区分の見直し <ul style="list-style-type: none"> - 監査意見を冒頭に記載することとし、記載順序を変更するとともに、新たに意見の根拠の区分を設けた。 - 経営者の責任を経営者及び監査役等の責任に変更し、監査役等の財務報告に関する責任を記載した。 • 継続企業の前提に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> - 独立した区分を設けて継続企業の前提に関する事項を記載した。あわせて、経営者は継続企業の前提に関する評価及び開示を行う責任を有し、監査人はその検討を行う責任を有することを、それぞれの責任に関する記載内容に追加した。 • 監査上の主要な検討事項 <ul style="list-style-type: none"> - 法令により要求されている場合、又は任意で契約条件により合意した場合に、監査基準委員会報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」が、特別目的の財務諸表に対する監査並びに個別の財務表及び財務諸表項目等に対する監査にも適用される旨を明記した。 <p>【監査基準委員会報告書 580】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 中間監査の経営者確認書の記載例の改正 <ul style="list-style-type: none"> - 経営者の責任に、継続企業の前提に基づき中間財務諸表等(中間財務諸表及び中間連結財務諸表)を作成することが適切であるかどうかを評価し、継続企業に関する必要な開示を行う責任を含む旨を追加した。 	
--	---	---	--

連絡広場

ワンポイントメッセージ

今回は企業会計基準公開草案第 68 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準（案）」に関して、ピックアップしてみました。

本会計基準は、2021 年 3 月 31 日以後終了する連結会計年度及び事業年度の年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用されます。見積金額の算出方法や主要な仮定などの記載に検討を要する注記も想定されるため、開示する項目がある場合にどのような記載をするべきか頭に入れておく必要があると思います。

以下公開草案の内容です。

① 会計上の見積りの開示目的

会計上の見積りは、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出するものであるが、財務諸表に計上する金額に係る見積りの方法や、見積りの基礎となる情報が財務諸表作成時にどの程度入手可能であるかは様々であり、その結果、財務諸表に計上する金額の不確実性の程度も様々となる。したがって、財務諸表に計上した金額のみでは、当該金額が含まれる項目が翌年度の財務諸表に影響を及ぼす可能性があるかどうかを財務諸表利用者が理解することは困難である。このため、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とする。

② 開示する項目の識別

会計上の見積りの開示を行うにあたり、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目を識別する。識別する項目は、通常、当年度の財務諸表に計上した資産及び負債である。なお、直近の市場価格により時価評価する資産及び負債の市場価格の変動は、項目を識別する際に考慮しない。

③ 注記事項

前項に基づき識別した項目について、項目名を注記する。

項目名は、本会計基準に基づいて識別した会計上の見積りの内容を表すものとする。なお、当該注記は独立の注記項目とする。識別した項目が複数ある場合には、それらの項目名はまとめて記載する。

識別した項目のそれぞれについて、前項に基づき注記した項目名に加えて次の事項を注記する。

(1) 当年度の財務諸表に計上した金額

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

(1) 及び(2)の事項の具体的な内容や記載方法(定量的情報若しくは定性的情報、又はこれらの組み合わせ)については、開示目的に照らして判断する。

「会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報」として開示目的に照らして注記する事項には、例えば、次のようなものがある。

- (1) 当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法
- (2) 当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定
- (3) 翌年度の財務諸表に与える影響

翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性が高い項目の識別については、翌年度の財務諸表に及ぼす影響の金額的な大きさと発生可能性を総合的に勘案して企業が判断することが考えられますが、本基準は上記のように詳細な内容は記載されていません。財務諸表利用者が主要な仮定など有用な情報として利用するために、企業は置かれている状況に即して具体的な情報を開示できるよう検討しなくてはならないと考えられます。

以 上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703